

事務連絡

令和3年3月5日

各務原市指定地域密着型サービス事業所 管理者各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

令和3年4月1日介護報酬改定に伴う

科学的介護情報システム（L I F E）の活用について（周知）

平素より市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和3年4月1日付け介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、科学的介護情報システム（L I F E）を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCA サイクル・ケアの質の向上を図る取組を推進することとなりました。

これに伴い、岐阜県のホームページに LIFE を用いた厚生労働省へのデータ提出が要件となる加算に関する説明や、LIFE の利用申請方法、各種参考様式（現状案）、データ連携仕様等が掲載されましたので周知します。

また LIFE の活用が要件となる加算を取得する場合、予め LIFE の利用が可能な状態にしておく必要があります。令和3年4月分から当該加算を取得する場合、令和3年3月25日までの利用申請が必要です。まだ LIFE の利用申請を済ませていない事業所には早目の利用申請をお勧めします。なお3月中は LIFE の前身である「CHASE（チェイス）」のホームページにて利用登録をおこなうことにより、4月以降 LIFE が利用可能となります。

年度末お忙しいところ恐縮ですがご確認のほどよろしく願いいたします。

記

○岐阜県ホームページ：「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/134172.html>

○岐阜県ホームページ：科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間における CSV 連携の標準仕様について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/134174.html>

◆参考資料

- ・令和3年4月1日以降L I F Eの活用等が要件として含まれる加算一覧

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係（担当：大丸）

電話：058-383-2067（直通）

FAX：058-383-6365（代表）

メール：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp